慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	会計基準間競争の実現可能性：米国会社法との比較から
Sub Title	Feasibility of competition among accounting standards : comparison with U.S. corporate law
Author	荒田, 映子(Arata, Eiko) 近藤, さち(Kondo, Sachi)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2022
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.65, No.5 (2022. 12) ,p.61- 70
JaLC DOI	
Abstract	「高品質で，ただ一つの」基準開発を目指すIASBの姿勢に対して，しばしば複数の会計基準を認めることでその選択を市場に委ねるいわゆる基準間競争の必要性が主張され，米国会社法の州際競争がその根拠として引き合いに出されることが多い。そこで本稿では，米国会社法における州際競争の議論をサーベイし，会計基準の供給のあり方と比較することで，基準間競争の実現可能性を検討した。公共財である会計基準や会社法が「底辺への競争」とならずに市場競争に委ねられるには，ルールの最終的な便益を享受する株主の選好がルールを供給する州やそれを採用する企業のインセンティブに影響を及ぼし，さらにルールを利用する対価が供給主体に支払われる仕組みを確立する必要があった。会社法では，その選択と設立州，すなわち税等を納める州の選択が一致しているために，ルールの供給者である州に対し，需要者である企業が対価を支払う仕組みが確立されているが，会計基準にはそのような仕組みがないばかりか，選択するルールを変更するスイッチング・コストも会社法と比べ多額になる。そのため現状は，金銭的インセンティブに基づく市場競争によって高品質な会計基準を選別できる状況にないと結論づけた。 It has been argued that the development of a single set of high-quality and globally accepted standard by the IASB requires competition among standards through the use of market mechanisms. This paper presents a discussion of competition among accounting standards based on a review of previous studies and points out, through a comparison with U.S. corporate law, that competition among accounting standards is not likely to be realized under the current situation where suppliers of accounting standards do not have a system to appropriately collect and redistribute fees for their use from users.
Notes	髙久隆太教授退任記念号 論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20221200-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

会計基準間競争の実現可能性
―米国会社法との比較から―
Feasibility of Competition among Accounting Standards
-Comparison with U.S. Corporate Law

荒田 映子（Eiko Arata）
近藤 さち（Sachi Kondo）

「高品質で，ただ一つの」基準開発を目指すIASBの姿勢に対して，しばしば複数の会計基準を認めることでその選択を市場に委ねるいわゆる基準間競争の必要性が主張され，米国会社法の州際競争がその根拠として引き合いに出されることが多い。そこで本稿では，米国会社法における州際競争の議論をサーベイし，会計基準の供給のあり方と比較することで，基準間競争の実現可能性を検討した。公共財である会計基準や会社法が「底辺への競争」とならずに市場競争に委ねられるには，ルールの最終的な便益を享受する株主の選好がルールを供給する州やルールを採用する企業のインセンティブに影響を及ぼし，さらにルールを利用する対価が供給主体に支払われる仕組みを確立する必要があった。会社法は，その選択と設立州，すなわち税等を納める州の選択が一致しているために，ルールの供給者である州に対し，需要者である企業が対価を支払う仕組みが確立されているが，会計基準はそのような仕組みがないばかりか，選択するルールを変更するスイッチング・コストも会社法と比べ多額になる。そのため現状は，金銭的インセンティブに基づく市場競争によって高品質な会計基準を選別できる状況にないと結論づけた。

It has been argued that the development of a single set of high-quality and globally accepted standard by the IASB requires competition among standards through the use of market mechanisms. This paper presents a discussion of competition among accounting standards based on a review of previous studies and points out, through a comparison with U.S. corporate law, that competition among accounting standards is not likely to be realized under the current situation where suppliers of accounting standards do not have a system to appropriately collect and redistribute fees for their use from users.

三田商学研究
第65巻第5号
2022年12月

2022年8月9日掲載承認

会計基準間競争の実現可能性

―― 米国会社法との比較から ――

荒　田　映　子
近　藤　さ　ち

＜要　　約＞
「高品質で，ただ一つの」基準開発を目指すIASBの姿勢に対して，しばしば複数の会計基準を認めることでその選択を市場に委ねるいわゆる基準間競争の必要性が主張され，米国会社法の州際競争がその根拠として引き合いに出されることが多い。そこで本稿では，米国会社法における州際競争の議論をサーベイし，会計基準の供給のあり方と比較することで，基準間競争の実現可能性を検討した。公共財である会計基準や会社法が「底辺への競争」とならずに市場競争に委ねられるには，ルールの最終的な便益を享受する株主の選好がルールを供給する州やそれを採用する企業のインセンティブに影響を及ぼし，さらにルールを利用する対価が供給主体に支払われる仕組みを確立する必要があった。会社法では，その選択と設立州，すなわち税等を納める州の選択が一致しているために，ルールの供給者である州に対し，需要者である企業が対価を支払う仕組みが確立されているが，会計基準にはそのような仕組みがないばかりか，選択するルールを変更するスイッチング・コストも会社法と比べ多額になる。そのため現状は，金銭的インセンティブに基づく市場競争によって高品質な会計基準を選別できる状況にないと結論づけた。

＜キーワード＞
会計基準間競争，米国会社法，「底辺への競争」，ルールの対価

Ⅰ　はじめに

グローバル化の進展に伴って，国際的に共通するルールを策定する動きが各分野でみられる。それは会計基準についても例外ではなく，国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee: IASC）から改組され2001年から活動を開始した国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）は，各国基準設定機関と協働しながら，世界規模でのコンバージェンスを達成すべく活動を展開している。IASBは，“to develop a single set of high-quality, understandable, enforceable and globally accepted accounting standards – IFRS Standards – ”（IFRS

Foundation, 2020 Annual Report）を組織目標として掲げ，単一で高品質な会計基準が投資意思決定を容易にするとして，トップ・ダウンによる基準開発を進めてきた。

とはいえ，「高品質な会計基準」とはどのような基準をいうのだろうか。仮に「高品質」とは社会的に最適であることを意味するとしても，様々な利害関係者が存在する会計基準の社会的な最適解を見極めることは容易でない。それにもかかわらずトップ・ダウンという方法で「高品質な会計基準の開発」という目標を達成しようとするIASBの取り組みに対しては，疑問が残る。ゆえに，上からの強権的な基準開発に代わる手段としてしばしば主張されるのが，ボトム・アップによる基準間の市場競争というアプローチである（Sunder, 2002：福井，2004：Ball, 2006：Benston et al., 2006：太田，2007：斎藤，2019など）。しかしながらDye and Sunder（2001）においては，基準開発に市場競争を採り入れることに対し，いわゆる「底辺への競争（race to the bottom）」が生じるのではないかとの懸念も示されているところであり，会計基準開発に市場メカニズムを導入することの適切性は慎重に検討しなければならない。

こうした問題意識から本稿は，高品質な会計基準を開発するために市場メカニズムを導入することの適切性を確認し，会計基準における基準間競争の実現可能性を論じる。まず第Ⅱ節において，基準間競争の成立の可否を論じるために，市場参加者となる主体を確認し，それらのインセンティブ構造と基準供給者に適切な対価を支払うシステムを確立できるかが議論の焦点となることを明らかにする。そのうえで第Ⅲ節では，基準間競争の実例とされる米国会社法の州際競争に関する議論を概観して，そこでの市場参加者となる主体と，実際に行われたとされる「競争」が「底辺への競争」であったのか，あるいは「頂点への競争」であったのかを確認する。そして第Ⅳ節で，基準供給者への対価の観点から米国会社法と会計基準を改めて比較し，現体制下では会計基準間競争が実現できない可能性が高いことを指摘する。最後に第Ⅴ節で本稿のまとめを述べることとしたい。

Ⅱ　基準間競争を巡る論点

本稿の目的は，会計基準における基準間競争の実現可能性について，しばしば引き合いに出される米国会社法の州際競争と比較し検討することにある。そこで，はじめに先行研究の整理から，米国会社法と比較するための着眼点を得たい。

まず，本稿で検討する「会計基準間競争」はSunder（2007）に依拠し，「会計基準の供給者（基準設定機関）が，需要者（企業）からの対価（ロイヤリティ）を巡って事実上互いに競い合うこと」と定義する。

後述する米国会社法と同様に，ルールを財に見立ててその生産を競争に委ねる場合には，競争によって質の高いものが生産されるのか，それとも質の低いものが生産されてしまうのか，という対極の観点が存在する。ここでいう質の高低は，企業のステイクホルダーの厚生の大きさとリンクしており，特に「低品質」なルールは，企業への要請が緩いためにステイクホルダーの厚生を損なうルールと解釈されているといってよいだろう。これがいわゆる「底辺への競争」なのか

「頂点への競争」なのかという問題である。

一般に，会計基準は公共財としての性質上，その供給を市場に任せるとフリーライダー問題により「市場の失敗」が引き起こされるおそれがある（大日方，2013，192-193頁）。市場メカニズムが機能不全に陥り財が過小供給となれば，低品質な基準が供給される事態も想定され得る。また，Dye and Sunder（2001）は，「底辺への競争」を誘発するおそれについて次のように説明する。会計基準の選択適用が可能な場合，自社の業績を良く見せようとする経営者は，なるべく緩い基準を採用すると予想され，企業からの寄付金によって多くの運営費を賄う基準設定機関は，そうした企業行動に影響されて企業に有利な基準を開発すると考えられる。しかも，ある会計基準が国際的に広く受容されるには，そもそも誰にでも受け入れられるような緩い基準を開発せざるを得ないという事情も抱えており，利害関係者が多いほど政治的圧力にも晒されやすいという。

一方 Sunder（2016）は，公共財であっても手数料や税金を徴収しルールを私的財に変換することで，市場競争が行われるシステムを想定することができると述べる。すなわち，公共財的な性質を有する会計基準が競争するには，少なくとも基準の供給者に対し市場競争システムに参加するための対価を支払う仕組みを備える必要があることが示唆されている。

加えて，先述した Dye and Sunder（2001）は，そのような市場競争システムに内在する拘束力に目を向けるべきという基準間競争を支持する見解も紹介している。つまり，経営者の機会主義的な行動は，資本コストを低減させたいというインセンティブが働くことで抑制されるし，基準が改悪されると金融規制当局による承認が撤回されかねないという脅威も存在する。さらに，基準を選ぶという企業行動自体が，投資家にとっての有益なシグナルや基準設定機関へのフィードバックになり，利益団体の不当な圧力から基準設定機関を保護することにも役立つ。こうして基準間競争は，より望ましい基準を求める方向へ向かうと考えられるのである。

こうしてみると，基準間競争が「底辺への競争」となるかそれとも「頂点への競争」となるかは，会計基準を取り巻く市場参加者のインセンティブ構造がいかに確立されているか，また，基準の供給者に対して対価が支払われる仕組みが整備されているかにかかっているといえよう。

次に，「市場参加者」について整理しておこう。ここまでは，会計基準の供給者を基準設定機関，需要者を企業として論じてきたが，言うまでもなく必ずしもそのような対応関係にあるとは限らない。そこで，図表１のとおり，基準が開発されてから企業に採用されるまでのプロセスを基準設定機関による基準の開発段階，国家や証券取引所による基準の採用段階，そして個別企業による基準の選択段階という３段階に分けて整理した[1)]。この整理から，開発段階では，基準設定機関が自らの供給する基準を選択してもらうために，採用段階では，国家が自国の利益のために，あるいは，証券取引所が自取引所に上場してもらうために，そして選択段階では実際に基準を適用する企業が投資家に出資してもらうために，会計基準を介して競争するという関係にあることがわかる。もちろん全体を通してみれば，会計基準の供給者（基準設定機関）同士による，需要

1）この分類は，会計基準という財の需要者として，国家，証券取引所，企業という３つの主体が異なる段階で存在することを提示して，各段階での基準間競争のあり方を論じている Benston et al.（2006）から着想を得ている。

図表１　基準を巡るプロセスと会計基準を取り巻く主体の対応関係

	設定段階		選択段階
	開発段階	採用段階	
主体	基準設定機関	金融規制当局（国家）／取引所	企業

（筆者作成）

者（企業）から選択されるための競争であって，全ての段階で，会計基準の最終的な利用者である投資家の選好が各主体のインセンティブに影響を与えるという構図が成り立っている。

そのうえで強調したいのは，中間段階に基準の採用を担う主体が必ず介在するという会計基準の特殊性である。採用主体については国家と取引所とを区別することも可能[2)]だが，取引所は，国家が採用（承認）した基準のなかから選択する立場にある以上，プレイヤーとして考慮すると議論がやや複雑になる。現に日本や米国では，必ずしも取引所が中間段階の需要者としての役割を果たしているとはいえない一方で，国家，より具体的にいえば金融規制当局は，自国の証券市場を活性化するという目的だけでなく，自国内の他制度との相互補完関係を考慮したうえで適切な基準を選択肢として提示しており，基準という財の市場において重要な役割を果たしている。この実状に鑑みて，本稿は，採用段階の主体を金融規制当局として議論を進める。

本節においては，基準間競争を「会計基準の供給者（基準設定機関）が，需要者（企業）からの対価（ロイヤリティ）を巡って事実上互いに競い合うこと」と定義したうえで，会計基準の場合には供給者と需要者間に金融規制当局という採用主体が介在している点が特徴的であること，「頂点への競争」が生じるか否かは，会計基準を取り巻く市場参加者のインセンティブ構造がいかに確立されているか，そのインセンティブ構造を正しく機能させる手段として，基準の供給者に対し対価が支払われる仕組みが整備されているかに左右される可能性を指摘した。そこで次節では，米国会社法の州際競争を取り上げて，競争の主体と，前述したような「頂点への競争」となる仕組みが整備されているのかを検討し，続くⅣ節で米国会社法においていかにして「ルールの供給者に対して対価が支払われる仕組みが確立されているか」を確認したうえで，会計基準に関してそのような仕組みを確立することが可能か否かを考察する。

Ⅲ　米国会社法の州際競争

米国では，州ごとの会社法と MBCA（Model Business Corporation Act）が制定されているものの，デラウェア州一般会社法が事実上のスタンダードとして支配的な地位を確立している（ミルハウプト，2009）。こうした状況を玉井（2008，146-147頁）は，「州の会社制定法は州の『製品』であると考えると，その製品の需要者は会社であり，会社法という製品の購入は設立地の選択によっ

2）たとえば注１）で紹介した Benston et al.（2006）など。

て行われることになる。販売・購入の対価は設立免許税である」と表現する。たとえば，デラウェア州に設立登記し他州で事業活動を行う場合，企業内部を規律するのはデラウェア州の会社法となる一方で，財務面を考えるとデラウェア州に支払う必要があるのはフランチャイズ税（設立免許税）であり，法人税は課されない（JETRO, 2021）。そのため典型的な米国会社法の文脈では，企業は，会社法体系に含まれる裁判所と弁護士を除いて，州が提供する他のほとんどの物理的インフラや公共サービスから切り離されたものとして会社法を選択できると考えられている（Dammann, 2020）。以上より，ルールを財と捉え，対価を支払って取引されるとするこの解釈は，前節で確認した基準間競争の定義と一致するし，また米国会社法という財の市場におけるプレイヤーは，供給者である州政府と需要者である企業と考えて差し支えないだろう。

米国会社法の州際競争が，「底辺への競争」か，あるいは「頂点への競争」であるかに関する論争は，元 SEC 委員長の Cary（1974）が，会社設立のための州際競争は株主よりも取締役等を優遇する法律の採用を通じて，「底辺を争う」ように誘導したと主張したことに端を発する。州政府は，州内に設立された企業から得られる収入に大きく依存しており，株主の利益よりも経営者の利益を優先すると考えられたからである。Moon（2020）によれば，当該主張は学者の間で短期間のコンセンサスを得られたというが，すぐさま Winter（1977）が，株主の利益を損なうような州で法人を設立することを「市場」が制限するため，州際競争は頂点を争う結果になるとの主張を展開した。すなわち，経営者が自己の利益を優先させて設立州を決定すると，それを反映して株価が下落し敵対的買収の可能性が高まるから，そのような事態を考慮すれば経営者の機会主義的行動が抑制されると解されたのである。株主の利益保護が薄く経営陣の利益を優先した州法の下で設立された企業は，より高いプレミアムを支払わなければならず資本コストが上昇する（ミルハウプト，2009）。この考えに基づけば，州政府は，株主や投資家を意識し資本コストの低減につながるようなルールを開発する方向へと動機付けられることとなる。

また，米国会社法の競争は「底辺への競争」ではないと裏付ける実証成果もある。Romano（1985）は，登記を移転した企業が関心を寄せる特定の条項が，1960年代に各州の会社法に採用される過程を調査し，それが，企業による技術革新の過程を説明するＳ字カーブモデルと同様であることを示している。このことから，ある法域で導入されたルールが一種のモデル・ルールとなって他法域のルールと競争し，「再び標準モデルにフィードバックされてその改善を促進し，各州で開発された新たな工夫も含めて州ごとの制度がさらに高度化・標準化されていくという仕組み」（斎藤，2019，403頁）がたしかに成立していた可能性が見て取れる。

2000年代に入ると，デラウェア州以外の各州は州予算に占めるフランチャイズ税の割合が小さいために競争のインセンティブがなく，少なくとも現在時点で州間に競争は生じていないとする見解（Kahan and Kamar, 2002）が有力説となり，州際競争の論争は決着したといわれている（Klausner, 2018）[3]。とはいえ，「州際競争が生んだ規制緩和の中には望ましくないものがあった可能性があるが，全体としては州際競争がもたらした規制緩和はアメリカ会社法にとって害よりも

3）しかし，いまだに複数の会社法が併存していることを鑑みると，競争は生じていないのではなく，均衡状態にあるのではないだろうか。

益が大きかった，というニュアンスが共有されていた」（大杉，2000，44頁）とされる。

このように，米国会社法における州際競争の議論においても，ルールを採用する企業の背後にいる株主や投資家の選好が企業や各州のインセンティブに影響を及ぼすならば「底辺への競争」を回避できると考えられていたこと，そして実際に「底辺への競争」を回避できたと認識されていることが確認された[4)]。前節での会計基準間競争に関する先行研究の整理からは，インセンティブ構造を正しく機能させる手段として，「基準の供給者に対し対価が支払われる仕組みが整備されているか」が重要であることが示されていた。そこで次節では，会社法において，ルールの供給者に対価を支払う仕組みがどのように確立されているかを確認し，会計基準のそれと比較したい。

Ⅳ　ルールを巡る対価――米国会社法と会計基準の比較――

本節では，ルールの供給者に対して対価が支払われる仕組みを備えているかという観点から米国会社法と会計基準を比較し，会計基準間競争の実現可能性に迫りたい。なお，比較にあたっては，ルールを適用することによるコストを，ルール適用後毎年生じるコストと，選択したルールを切り替える際に生じるコストとに区別する。さらに，ルールの供給者に対して直接支払う対価を直接コスト，それ以外に発生するコストを間接コストとして整理する。このように分類するのは，ルール供給者に対価を直接支払う仕組みが整っていたとしても，ルール切替え時にその対価以外のコストが生じるとしたら，当該コストが競争を妨げる一因となり得るからである。

米国で会社を設立するには，直接コストとして，州政府に対し年次報告書の提出手数料やフランチャイズ税を支払う必要がある（State of Delaware, Annual Report and Tax Instructions）。LoPucki（2018）によれば，最も設立コストがかかるといわれるデラウェア州の場合で大企業は年額25万ドルを支払うと試算される一方で，他のほとんどの州では数百ドル程度に過ぎないと見積もられている。また，間接コストとしては，弁護士，会計士，投資銀行，企業サービス会社への支払いが生じるという（Macey and Miller, 1987）。

さらに，企業が設立州を変更する場合には，追加の州申請費用に加えて，弁護士費用や委任状の印刷及び郵送費用，株主総会費用などが発生する（Romano, 1985）。これらのうち，追加の州申請費用が直接コスト，その他の費用は間接コストに該当し，その具体額について，Romano（1985）は典型的な公開会社で４万ドル，Black（1990）も一般的な会社で４万ドルから８万ドルと見積もる。この金額から考えて，ルール切替えに伴うコストは企業の意思決定に影響を与えるほど高いものではないといわれている（LoPucki, 2018）。

これらの整理から，米国会社法はルール適用後，ルールの切替え時ともに直接コストが発生しており，会社法の供給者である州政府に対して，相応の対価を支払う仕組みが整備されているこ

４）法と経済学会「2021年度（第19回）全国大会」の報告において，米国会社法の研究者間で共有されている事実認識について状況を伺い，「競争の結果である現行の米国会社法は決して非効率なものではない」との認識が共有されていることを確認した。ただし，本稿の記載については全て筆者の責任による。

とがわかる。しかも，適用したルールを切り替える際に生じるスイッチング・コストは，ルール移行の妨げになるほど高額ではない。したがって，「対価」という観点からいえば，米国会社法は競争が生じる要件を備えているだけでなく，競争が活発に行われやすい環境にあることが推察される。

続いて会計基準を巡る対価について確認していこう。企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan: ASBJ）の財政母体である財務会計基準機構（Financial Accounting Standards Foundation: FASF）は独自の会員制度を設けており，適用している会計基準に関わりなく，法人会員からは一口につき年間30万円の会費を徴収している（FASF「会員規則」第４条）。加入自体は任意であるものの，金融庁及び全国の各証券取引所がFASFへの会員加入を慫慂していることもあって，現在時点で全上場企業の95％が会員となっており（FASF「会員加入のご案内」），2021年３月期の受取会費は経常収益の約97.8％を占める。そうして集めた資金の一部は，毎年のIFRS財団への拠出資金に充てられており（FASF「事業報告書（全文）（第21期 2020.4.1～2021.3.31）」），FASF会員であればIFRSを適用しているか否かに関わりなく，IFRS財団に対しても資金を提供する体制が採られている。なお，米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）への拠出はなされていない。IFRS財団については，収益の約60％が各国の基準設定機関等からの出資である（IFRS Foundation, 2020 Annual Report）。ただし，140法域以上でIFRSが適用されているにもかかわらず，出資しているのは31法域と１主体（国際的会計事務所）にとどまり，金銭的負担の不均一性が目立つ（IFRS Foundation, Funding providers）。

会計基準のスイッチング・コストに関しては，2015年に金融庁によって公表された「IFRS適用レポート」に調査結果がまとめられている。IFRSへの移行に際して要した総コストは企業によって幅があるものの，１億円以上５億円未満と回答した企業が48社中17社で最多である。米国会社法の調査が実施された年とは開きがあること，また，集計の仕方が異なる可能性には留意すべきだが，単純に金額を比較すれば，米国会社法に比してその費用額は膨大である。しかも，移行に伴い発生したコストの内訳は，外部アドバイザーや監査法人（通常の監査報酬を除く。）への支出，会計システムの導入・更新費用などと報告されており，これらは全て間接コストにあたる。

つまり，会計基準の場合も需要者である企業から供給者である基準設定機関へ資金を提供する仕組み自体は構築されているものの，現状行われている基準設定機関への拠出は基準の利用に紐付けられておらず，ルール適用後，ルール切替え時ともに直接コストは生じない。日本企業から対価が支払われていない米国基準の利用を金融庁が認めていることからも明らかであろう。図表２のとおり，米国会社法は開発段階と採用段階を区分することなく，設定段階という一連を州政府が担うことによって，ルールの供給者と需要者が直接取引する体制が確立されているのに対し，会計基準では，ルールの供給者と需要者の間に会計基準の採用を担う金融規制当局が存在するために，直接的に対価が支払われないのである。もちろん，金融規制当局が対価を徴収し，基準設定機関に利用の度合いに応じて配分するということも考えられよう。しかし，それが実現したとしても，現状ではスイッチング・コスト，とりわけ間接コストが大きいために，市場メカニズムを通じての会計基準の供給は難しいといわざるを得ない。

図表２　基準を巡るプロセスにおける米国会社法と会計基準を取り巻く主体の対応関係

	設定段階		選択段階
	開発段階	採用段階	
米国会社法	州政府		企業
会計基準	基準設定機関	金融規制当局（国家）	企業

（筆者作成）

Ⅴ　おわりに

公共財であるルールの市場競争を想定するには，ルールの供給者に対し適正な利用対価を支払い，ルールを私的財に変換する必要があるという Sunder（2016）の指摘から考えると，本稿で定義した直接コストが生じる場合に限って，市場メカニズムが正常に機能することとなる。すなわち，米国会社法が公共財でありながらも市場メカニズムを利用できるのは，ルールの供給者である州政府に対して利用に紐付けられた適正な対価を直接支払う仕組みになっているからである。

ところが，会計基準の場合は利用に紐付けられた対価を徴収する構造になく，基準間競争が実現できない可能性が高い[5]。適正な対価を得られない基準設定機関は，利用者に資するような会計基準を開発しようとするインセンティブに乏しく，仮に対価徴収の仕組みを構築できたとしても，膨大なスイッチング・コストにより十分な競争が成立しないだろう。

加えて，採用段階があるという会計基準の特殊性は，採用主体の持つインセンティブが基準間競争に及ぼす影響により，会社法とは異なる帰結をもたらす可能性がある。たとえば Benston et al.（2006）が述べるように，採用主体として取引所を想定する場合，会社法に比べて取引所の上場規準のほうがルール改正のコストや頻度の面で会計基準間競争の実現に役立つ可能性はあるものの，自取引所に企業が上場することによって利益を得る取引所の金銭的インセンティブは，会計基準以外の上場条件によっても満たされ得るから，会計基準それ自体の競争が実現する保証はない。また，本稿で想定した金融規制当局の場合も，仮に当局が国家財政の充実を念頭に海外からの投資を呼び込みたいというインセンティブに基づいて行動するとしたら，基準の品質という観点は後回しにして，えてして適用企業数の多い基準を承認するという事態を招きかねない。偏重したインセンティブに左右されないためにも，金融規制当局自身が複数の会計基準を現実的な選択肢として提示し，競争が促されるような基盤を整えることが肝要である。

会計情報は所得課税や会社法の分配規制などに組み込まれ，副次的に利用されているものの，本稿では，会計基準の競争を巡るプレイヤーとして，企業とその背後にいる投資家，そして基準設定機関のみを仮定しており，たとえば監査を担う会計士，徴税主体や会計情報をベースとした料金規制の恩恵を受ける国民を想定せず，また，彼らのコスト・ベネフィットは捨象している。

5）IFRS 任意適用企業には，会社法や税法面で日本基準への調整コストが生じている。当該コストが基準間競争の阻害要因となる可能性も考えられるが，本稿においては検討していない。

加えて，基準設定機関というプレイヤー自体も極めて単純化しており，内部の構成員について会計士が多数を占めるというような，属性の偏りに起因する問題についても検討の対象外とした。本稿で捨象したプレイヤーが加わることで，結論が変わるのか，さらに検討が必要となろう。

また，比較対象とした米国会社法の議論については，デラウェア州の会社法が事実上のスタンダードとして確立しているといっても，実際のところ，設立登記のシェアはフォーチュン500企業の64％にとどまる（State of Delaware, Facts and Myths）ことからして，州間の競争が本当に終結しているといえるのか，何らかの形で市場が分断されているのではないかなど，州際競争を巡る論点も未だ残されている。

しかしながら，本稿の貢献は，基準間競争を論じるうえで不可欠な着眼点を提示して，米国会社法の州際競争に関してどのような議論がなされてきたのかを整理し，会計基準の開発，採用のあり方との比較検討をしたこと，そして，企業，投資家，基準設定機関以外のプレイヤーを捨象した単純な議論においても，現状は，金銭的インセンティブに基づく市場競争によって高品質な会計基準を選別できる状況にないと指摘したことにあると考える。

謝辞

本論文を執筆するにあたり，本学の髙久隆太先生，西川郁生先生から大変有意義なご助言をいただくとともに，法と経済学会2021年度（第19回）全国大会にて久保大作先生（大阪大学），岩崎将基先生（ソウル国立大学），得津晶先生（東北大学，現在一橋大学），後藤元先生（東京大学）から，また，第２回『企業会計』カンファレンス（2022年３月10日開催）にて田村威文先生（中央大学），大日方隆先生（東京大学），福井義高先生（青山学院大学）から多くの貴重なコメントをいただきました。深く感謝申し上げます。

参　考　文　献

大杉謙一「法人（団体）の立法のあり方について・覚書――米国におけるリミテッド・ライアビリティー・カンパニー（LLC）の法制定に見る州際競争のダイナミズムを参考に――」『日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズ』日本銀行金融研究所，2000-J-7（2000年７月），1-65頁。

太田康広「会計基準間の競争とコンバージェンス」『企業会計』59(3)（2007年３月），449-461頁。

大日方隆『アドバンスト財務会計〈第２版〉』中央経済社，2013年。

金融庁「IFRS 適用レポート」https://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150415-1/01.pdf,（2015年４月）（最終閲覧日：2022年７月18日）。

公益財団法人財務会計基準機構（FASF）「会員加入のご案内」https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/fasf_brochure_20211201.pdf（最終閲覧日：2022年７月18日）。

公益財団法人財務会計基準機構（FASF）「会員規則」https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/reguration_20161219.pdf,（最終閲覧日：2022年７月18日）。

公益財団法人財務会計基準機構（FASF）「事業報告書（全文）（第21期 2020.4.1～2021.3.31）」https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/disclose21_01.pdf（最終閲覧日：2022年７月18日）。

斎藤静樹『会計基準の研究　新訂版』中央経済社，2019年。

玉井利幸（2008）「会社法立法の日米比較（３・完）行政主導モデルと司法依存モデル」『商学討究』58(4)（2008年３月），139-176頁。

日本貿易振興機構（JETRO）（2021）「米国での会社設立，及び拠点立地における州税の考え方」https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2021/cef6b9c7894d0c4a/202103.pdf（最終閲覧日：2022年７月18日）。

福井義高「規制ではなく競争を：会計基準・監査への市場メカニズム導入」『京滋 CPA ニュース』357（2004年

3月），7-10頁。
ミルハウプト，カーティス・J.（編）『米国会社法』有斐閣，2009年。
Ball, Ray（2006）International Financial Reporting Standards（IFRS）: pros and cons for investors, *Accounting and Business Research* 36（1）, pp. 5-27.
Benston, George J., Michael Bromwich, Robert E. Litan, and Alfred Wagenhofer（2006）*Worldwide financial reporting: the development and future of accounting standards*, New York: Oxford University Press（川村義則・石井明（監訳）（2009）『グローバル財務報告――その真実と未来への警鐘』中央経済社）.
Black, Bernard S.（1990）Is Corporate Law Trivial?: A Political and Economic Analysis, *Northwestern University Law Review* 84（2）, pp. 542-597.
Cary, William L.（1974）Federalism and Corporate Law: Reflections upon Delaware, *Yale Law Journal* 83（4）, pp. 663-705.
Dammann, Jens（2020）State Competition for Corporate Headquarters and Corporate Law: an Empirical Analysis, *Maryland Law Review* 80（1）, pp. 214-282.
Dye, Ronald A. and Sunder, Shyam（2001）Why Not Allow FASB and IASB Standards to Compete in the U.S.?, *Accounting Horizons* 15（3）, pp. 257-271.
IFRS Foundation, 2020 Annual Report, https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/about-us/funding/2020/IFRS-Annual-Report-2020.pdf（最終閲覧日：2022年7月18日）.
IFRS Foundation, Funding providers, https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/about-us/funding/2020/ifrs-financial-supporters-2020.pdf（最終閲覧日：2022年7月18日）.
Kahan, Marcel and Kamar, Ehud（2002）The Myth of State Competition in Corporate Law, *Stanford Law Review* 55（3）, pp. 679-749.
Klausner, Michael（2018）Empirical Studies of Corporate Law and Governance: Some Steps Forward and Some Steps Not, *Stanford Law and Economics Olin Working Paper* No.513, pp. 1-37.
LoPucki, Lynn M.（2018）Corporate Charter Competition, *Minnesota Law Review* 102（5）, pp. 2101-2168.
Macey, Jonathan R. and Miller, Geoffrey P.（1987）Toward An Interest - Group Theory of Delaware Corporate Law, *Texas Law Review* 65（3）, pp. 469-523.
Moon, William J.（2020）Delaware's New Competition, *Northwestern University Law Review* 114（6）, pp. 1403-1460.
Romano, Roberta（1985）Law as a Product: Some Pieces of the Incorporation Puzzle, *Journal of Law, Economics, & Organization* 1（2）, pp. 225-283.
State of Delaware, Annual Report and Tax Instructions, https://corp.delaware.gov/paytaxes/（最終閲覧日：2022年7月18日）.
State of Delaware, Facts and Myths, https://corplaw.delaware.gov/facts-and-myths/#fn:1（最終閲覧日：2022年7月18日）.
Sunder, Shyam（2002）Regulatory Competition among Accounting Standards within and across International Boundaries, *Journal of Accounting and Public Policy* 21（3）, pp. 219-234.
Sunder, Shyam（2007）Uniform Financial Reporting Standards: Reconsidering the Top-Down Push, *The CPA Journal* April, pp. 6-9.
Sunder, Shyam（2016）*Rethinking Financial Reporting: Standards, Norms and Institutions*, Foundation and Trends in Accounting, 11（1）（2）, pp. 1-118（徳賀芳弘・山地秀俊（監訳），工藤栄一郎・大石桂一・潮崎智美（訳）（2021）『財務報告の再検討：基準・規範・制度』税務経理協会）.
Winter, Ralph K., Jr.（1977）State Law, Shareholder Protection, and the Theory of the Corporation, *The Journal of Legal Studies* 6（2）, pp. 251-292.

近藤さち［商学研究科修士課程修了］